

タイトル	提出先	発信日
「意匠の保護及び EU 全体での非農産品の地理的表示の保護に関するパブリック・コンサルテーション」に対するスペアパーツ意匠保護に関する意見	欧州委員会	2021年7月21日

	問	回答案	理由
スペアパーツ保護	<p>修理用スペアパーツの意匠保護に変更は必要か？</p> <p>変更不要：意匠指令第14条及び共同体意匠規則第110条(1)に規定されている現状は、恒久的に維持されるべきである。</p> <p>変更必要：競争のために、新しい意匠に限定して、“must-match”のスペアパーツの市場を開放する。</p> <p>変更必要：競争のために、既存の設計と新しい設計の両方に対して、“must-match”スペアパーツの市場を開放する。</p> <p>その他 意見なし</p>	<p>その他 意匠指令第14条及び共同体意匠規則第110条(1)を廃止し、補修部品の保護をEUとして認めるべき。</p>	<p>スペアパーツであっても、デザイン性、機能性を満たせるよう意匠創作しているため、他物品分野の部品同様にその知財権も保護されるべきである。</p> <p>また、自動車メーカーでは、スペアパーツ提供において、品質が維持できるよう多くの労力と費用を掛けて在庫管理して提供しているが、スペアパーツの意匠権の効力が除外される場合、品質管理されないスペアパーツの流通が増えることが懸念される。</p> <p>このように品質管理されないスペアパーツの流通は、環境面と安全面の二つの問題に繋がると考える。</p> <p>環境面の問題としては、品質管理されず耐久性が低いスペアパーツに交換された場合に、再交換の機会が増え、結果的にCO2排出量増加に繋がりが、欧州グリーン・ディールの方向性とは逆方向の結果を招く。</p> <p>安全面の問題としては、安全性の試験や耐久テストを実施されていないスペアパーツが広く流通され、欧州の消費者の安全性が損なわれる。</p> <p>自動車メーカーとしては、環境面と安全面に優れたスペアパーツを利用して頂き製品を長く利用して頂くことでCO2排出量低減に繋げるとともに、消費者の安全性を確保していきたい。</p> <p>従って、スペアパーツ条項は廃止すべきと考える。</p>
スペアパーツ保護	<p>意匠所有者及びユーザーの権利と利益の間の適切なバランスのために、権利の制限は、次の意匠の使用の何れかを許容可能なものとして宣言することによって補完されるべきか。</p> <p>自社の製品を競合他社の製品の代替品または付</p>	<p>いいえ</p>	<p>意匠を創作した権利者が本来正当に回収できる利益が回収できなくなってしまう。</p> <p>ユーザーには耐久・安全・環境面において不利益を生じる可能性がある。</p>

	属品またはスペアパーツとして提示すること はい いいえ 意見なし		
--	---	--	--